

3 1 戦傷病者戦没者遺族等援護

〔現況及び施策の方向〕

援護行政は、戦後間もない時期は引揚援護業務が主であったが、現在では、軍人、軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族等の援護を中心に、戦没者慰霊事業、中国残留邦人等の援護及び旧軍人等に係る恩給等の進達に関する業務などを行っている。

〔事業の内容〕

1 戦没者遺族等の援護（予算額 31,279 千円）

(1) 公務扶助料、遺族年金等の給付

戦没者遺族に対し、恩給法（昭和 28 年復活）、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和 31 年度創設）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年度創設）に基づいて給付される公務扶助料及び遺族年金等に関する事務を処理する。

第 1 表 戦没者遺族等援護給付金の処理状況

（単位 件）

区 分	令和 5 年度までの処理数	令和 6 年度処理数	令和 7 年度処理数	摘 要
公務扶助料 （特例扶助料を含む。）	54,824	0	0	総務大臣裁定
遺族年金 （遺族一時金等を含む。）	59,989	0	0	厚生労働大臣裁定
遺族給与金 （遺族一時金等を含む。）	12,952	3	3	〃
弔 慰 金	75,710	0	0	〃

第 2 表 戦没者遺族等援護の概要

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

援 護 の 種 類		対象戦没者	死亡の原因	遺 族 要 件	金額（年額）
恩 給 法 等	公務扶助料 （昭和 28 年 8 月創設）	軍人、準軍属、軍 属（判任官以上）	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者 と同一戸籍にあった遺族 （配偶者、子、父母、祖父母）	2,097,500 円
	増加非公死扶助料 （昭和 28 年 8 月創設）	〃	○増加恩給受給者の平病死亡	〃	1,677,900 円
	特 例 扶 助 料 （昭和 32 年 1 月創設）	〃	○昭和 16 年 12 月 8 日以後の 内地等勤務関連死亡	〃	1,677,900 円
	傷病者遺族特別年金 （昭和 51 年 7 月創設）	〃	○傷病年金（1～4 款症）、特 例傷病恩給（1 款症以上）受 給者の平病死亡	〃	593,900 円
		〃	○特例傷病恩給（2～5 款症） 受給者の平病死亡	〃	485,900 円
戦 傷 病 者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法	遺 族 年 金 （昭和 27 年 4 月創設）	軍人、準軍人、文 官、軍属	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者 と生計同一、生計依存の関 係にあった遺族（配偶者、 子、父母、孫、祖父母等）	2,097,500 円
		〃	○勤務関連死亡	〃	1,677,900 円
		〃	○障害年金受給者（1 款症以 上）の平病死亡	〃	1,677,900 円
		〃	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	485,900 円
		〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	356,400 円
	障害者遺族特例年金 （昭和 51 年 7 月創設）	〃	○障害年金（2～5 款症）、特 例障害年金（1 款症以上）受 給者の平病死亡	〃	593,900 円
		〃	○特例障害年金（2～5 款症） 受給者の平病死亡	〃	485,900 円

援 護 の 種 類		対象戦没者	死亡の原因	遺 族 要 件	金額（年額）
戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺 族 給 与 金 (昭和 34 年 1 月創設)	準軍属（被徴用者、動員学徒、国民義勇隊等）	○遺族年金に同じ	戦没者の死亡当時、死亡者と生計同一、生計依存の關係にあった遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母等)	遺族年金に同じ
	障害者遺族特例給与金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○障害者遺族特例年金に同じ	〃	障害者遺族特例年金に同じ
	特 設 年 金 (昭和 52 年 11 月創設)	遺族年金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	485,900 円
	特 設 年 金 (昭和 56 年 1 月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	356,400 円
	特 設 給 与 金 (昭和 52 年 11 月創設)	遺族給与金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	485,900 円
	特 設 給 与 金 (昭和 56 年 1 月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	366,400 円
	弔 慰 金 (昭和 27 年 4 月創設)	軍人、準軍人、文官、軍属、準軍属	○公務死亡 ○勤務関連死亡	戦没者の遺族 (三親等内の親族)	50,000 円 (一時金国債)

(注) 弔慰金は、昭和 12 年 7 月 7 日以後の受傷り病で、昭和 16 年 12 月 8 日以後の死亡に限る。

(2) 特別弔慰金、特別給付金の給付（予算額 18,594 千円）

戦没者等の遺族に対し、各支給法に基づいて給付（国債）される次の給付金等に関する事務を処理する。

第 3 表 特別弔慰金・特別給付金給付の処理状況

(単位 件)

区 分		令和 5 年度までの処理数	令和 6 年度処理数	令和 7 年度処理数
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	初 回	26,121	0	0
	二・三 回	38,368	0	0
	四 回	43,897	0	0
	五 回	3,209	0	0
	六 回	48,384	0	0
	七 回	2,863	0	0
	八 回	45,798	0	0
	九 回	2,113	0	0
	十 回	36,463	0	0
	十 一 回	30,105	4	0
	十 二 回	0	0	11,348
戦没者等の妻に対する特別給付金	初 回	18,571	0	0
	継 続	17,206	0	0
	再 継 続	15,259	0	0
	再々 継 続	11,519	0	0
	4 回目 継 続	6,673	0	0
	5 回目 継 続	1,915	0	0
	6 回目 継 続	113	3	7
戦没者の父母等に対する特別給付金	初 回	938	0	0
	継 続	775	0	0
	再 継 続	600	0	0
	再々 継 続	440	0	0
	4 回 目	249	0	0
	5 回 目	141	0	0
	6 回 目	54	0	0
	7 回 目	20	0	0
	8 回 目	11	0	0
	9 回 目	2	0	0

(3) 戦没者慰霊行事の実施

ア 戦没者慰霊祭等への参列（予算額 896 千円）

市町等が行う戦没者慰霊祭（追悼式）に参列し、慰霊の言葉をささげる。（昭和 28 年度創設）

イ 全国戦没者追悼式への参列（予算額 179 千円）

政府主催の全国戦没者追悼式へ戦没者等遺族が参列するに当たり、引率業務を行う。

第4表 遺族代表参列人員

(単位 人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参列人員	38	27	60(予定)

ウ 戦没者遺族の団体慰霊巡拝等（予算額 1,191 千円）

沖縄「ひろしまの塔」へ戦没者遺族の団体慰霊巡拝を実施する（一財）広島県遺族会に対し、経費の一部を助成する。

第5表 戦没者遺族の団体慰霊巡拝事業補助の状況

(単位 人、千円)

年 度	遺族代表参列人員	県 費 補 助 額
令和8年度（予定）	25	220
令和7年度	60	440
令和6年度	30	220

なお、沖縄「ひろしまの塔」（昭和43年5月広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会建立）には、広島県出身の南方地域戦没者34,635柱が合祀されており、毎年、県主催で追悼式を現地で実施している。（昭和43年度創設）

また、塔の維持管理は、（公財）沖縄県平和祈念財団に委託している。（昭和50年度創設）

エ 戦没者遺骨収集への参加

国が海外等で行う日本人戦没者の遺骨収集に、本県からも民間協力者が参加している。

2 未帰還者・留守家族・中国残留邦人等の援護（予算額 681 千円）

(1) 未帰還者の調査

未帰還者の生死状況を調査し、生存者については、帰国意思の確認等の調査を行い援護の促進を図る。また、生死不明者については戦時死亡宣告・死亡認定のための事務を行う。

なお、これらの遺族には葬祭料（222,000 円）が支給され（昭和28年度創設）、更に、戦時死亡宣告の場合には弔慰料（公務死20,000 円、非公務死30,000 円）が支給される。（昭和34年度創設）

第6表 未帰還者等の推移及び処理状況

(単位 人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	摘 要
未 帰 還 者 数	2	2	2	各年度の4月1日現在
増 新 把 握	0	0	—	当該年度中における異動状況
減 帰 還	0	0	—	
戦 時 死 亡 宣 告	0	0	—	
死 亡 認 定	0	0	—	

(2) 中国残留邦人等の援護

中国等からの帰国者は、長期にわたって海外にあったため、言語、生活習慣等の相違から日本における社会生活に困難をきたしている現状にあり、その円滑な社会生活への適応と生活の安定を図るための事業を実施する。

ア 帰国旅費の支給（中国から定着地までの実費旅費）

イ 自立支度金の支給（1人184,400 円、18歳未満92,200 円、少人数世帯加算183,500 円（1.0～2.0 人）又は91,750 円（2.5 人～3.5 人））（昭和62年度創設）

ウ 知事見舞金の支給

- エ 身元引受人のあっせん（昭和 60 年度創設）
- オ 支援給付金の支給（平成 20 年度創設）
- カ 地域における生活支援事業（平成 20 年度創設）

3 戦傷病者の援護

(1) 傷病恩給等の給付

旧軍人、軍属又は準軍属であった者で、公務又は勤務に関連して負傷（疾病）した者に対し、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいて給付される増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等に関する事務を処理する。（恩給法関係昭和 28 年復活、援護法関係昭和 27 年度創設）

(2) 特別給付金の給付

戦傷病者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づいて支給される特別給付金に関する事務を処理する。（昭和 41 年度創設）

第 7 表 傷病恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和 5 年度までの処理数	令和 6 年度処理数	令和 7 年度処理数	摘 要
傷 病 恩 給	10,022	0	0	総 務 大 臣 裁 定
傷 病 賜 金	287	0	0	〃
特 例 傷 病 恩 給	110	0	0	〃
障 害 年 金	2,434	0	0	厚 生 労 働 大 臣 裁 定
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	17,632	3	0	知 事 裁 定

(3) 戦傷病者手帳の交付等

戦傷病者手帳の交付並びに次の各種援護を行う。（昭和 38 年度創設）

第 8 表 各種援護の処理状況

（単位 件、千円）

援 護 の 種 類	令和 7 年度処理実績		令和 8 年度処理予定		摘 要 (令和 8 年度単価)
	件 数	決 定 額	件 数	決 定 額	
戦傷病者手帳交付（再交付含む。）	0	—	0	—	
療養給付、療養費の支給	12	6	20	16	
療養手当の支給	0	0	0	0	月額 30,700 円
葬祭費の支給	0	0	1	222	222,000 円
更生医療の給付	0	0	0	0	
補装具の交付・修理	0	0	1	500	
JR 無賃乗車（船）券引換証交付	32	—	15	—	

4 旧軍人・軍属の援護

(1) 恩給等の給付（予算額 660 千円）

旧軍人・軍属に対して支給される普通恩給、一時恩給又は一時金に関する事務を処理する。また、本人が死亡した場合、遺族に対して支給される普通扶助料、一時扶助料又は遺族一時金に関する事務を処理する。（昭和 28 年度復活）

第 9 表 恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和 5 年度までの処理数	令和 6 年度処理数	令和 7 年度処理数	摘 要
普 通 恩 給（扶 助 料）	37,473	0	0	総 務 大 臣 裁 定
一 時 恩 給（扶 助 料）	21,866	0	0	〃
加 算 年 算 入	29,245	0	0	〃
一 時 金（遺 族）	3,773	0	0	〃

(2) 軍歴の証明

旧陸軍軍人・軍属の兵籍簿（約 30 万人分）を保管し、軍歴の各種公的年金通算や原爆被爆事実の立証等に当たり、所要事項の証明を行う。

- ・令和 7 年度処理件数 224 件
- ・令和 6 年度までの処理件数 87,906 件

5 援護制度の周知と失権防止

(1) 広報活動の強化

ア 制度の普及推進（予算額 635 千円）

恩給法、援護法等は毎年改正され、その内容は複雑多岐にわたっている。そこで、援護施策の普及や各種給付の漏給と失権防止を図るため、広報媒体を活用して制度改正の周知徹底に努めるとともに、受給権者の直接の窓口とされる市町職員を対象として、研修会等を実施する。

イ 戦没者遺族相談員（予算額 1,242 千円）

戦没者遺族の援護、更生等の相談に応じ、必要な助言、指導を行うため、戦没者遺族相談員を各地域に設置している。

- ・戦没者遺族相談員 33 人（昭和 45 年 10 月 1 日設置）

第 10 表 戦没者遺族相談員の活動状況

（単位 件、人）

年 度	戦傷病者戦没者遺族等援護法の年金等の受給	各種給付金等の受給	恩給法等の各種給付金の受給	そ の 他	計	相談指導延人員
令和 7 年度	23	220	4	78	325	325
令和 6 年度	9	108	6	137	260	260
令和 5 年度	8	62	6	161	237	237

ウ 団体活動の助成（予算額 1,747 千円）

一般財団法人広島県遺族会、一般財団法人広島県動員学徒等犠牲者の会が実施する援護相談、広報活動等の事業に対し助成する。